

<参考資料1>

学校感染症の分類と出席停止期間

分類	感染症の名称	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで(発症した日は 0 日目とする)
	百日咳 <small>ぜき</small>	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発生した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか) <small>ふうしん</small>	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで(発症した日は 0 日目とする)
注)「結核」「髄膜炎菌性髄膜炎」を除く第二種感染症については、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※下記に説明)	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症

- 溶連菌感染症…適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経過して全身状態が良ければ登校可能
- マイコプラズマ感染症…急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
- 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)…下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

上記以外にも、感染症となる疾患があります。